



発行 新潟県

第 33 号

令和元年8月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 348 新潟県立歴史博物館観覧料徴収事務の前売券販売場所の追加（文化振興課）
- 349 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 350 ふ化業者の登録（畜産課）
- 351 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 352 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 353 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 354 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 355 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 356 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 357 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 358 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 359 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 360 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 361 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 362 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

企業局公告

一般競争入札の実施（企業局施設課）

正 誤

令和元年7月12日付け県報第20号告示第234号中（文化行政課）

告 示

◎新潟県告示第348号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定による新潟県立歴史博物館の観覧料の徴収事務（新潟県告示第281号）について、以下の販売場所を追加する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 追加した販売場所及び委託を受けたもの

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区東万代町9-24 株式会社文信堂書店 万代店	新潟市中央区東万代町9-24 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣

2 追加した販売場所での前売観覧券販売期間

令和元年8月19日から令和元年9月13日まで

◎新潟県告示第 349 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
保育所等訪問支援	フリージア本所教室	見附市本所 1 丁目 15 番 49 号	株式会社フリージアみつけ	令和元年 8 月 1 日

◎新潟県告示第 350 号

養鶏振興法（昭和 35 年法律第 49 号）第 7 条第 1 項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟 1 第 1 号	令和元年 8 月 20 日	令和 4 年 8 月 19 日	新発田市住吉町 2 丁目 6 番 23 号 有限会社岩村ポーター 代表取締役 岩村 忠衛	北海道夕張郡由仁町馬追 247 番地 有限会社岩村ポーター北海道事務所 村上市梨木字元山 487-1 有限会社岩村ポーター荒川孵卵場
新潟 1 第 2 号	令和元年 8 月 20 日	令和 4 年 8 月 19 日	新発田市五十公野 3969 番地 合資会社大沼種鶏場 代表社員 大沼 和雄	新発田市五十公野 3969 番地 合資会社大沼種鶏場

◎新潟県告示第 351 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 河川の名称
一級河川信濃川水系西川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和元年 8 月 27 日
- 廃川敷地等の位置
新潟市西区内野町 1393 番 3 地先から同市同区内野町 6623 番 4 地先まで（西川左岸）
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 12,794.10 平方メートル

◎新潟県告示第 352 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成 26 年 7 月 18 日新潟県告示第 1119 号）を次のとおり解除する。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

沢口沢地区	長岡市平	次の図のとおり	土石流
-------	------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年2月14日新潟県告示第129号）を次のとおり解除する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神山地区	長岡市栃尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月24日新潟県告示第936号）を次のとおり解除する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門松3地区	長岡市北荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年6月11日新潟県告示第900号）を次のとおり解除する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平下地区	長岡市平1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年7月18日新潟県告示第1120号）の指定を解除する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢口沢地区	長岡市平	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年2月14日新潟県告示第130号）の指定を解除する。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神山地区	長岡市栃尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年6月24日新潟県告示第937号）の指定を解除する。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門松3地区	長岡市北荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年6月11日新潟県告示第901号）の指定を解除する。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	--	---------------------

平下地区	長岡市平1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
------	---------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢口沢地区	長岡市平	次の図のとおり	土石流
天神山地区	長岡市栃尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門松3地区	長岡市北荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平下地区	長岡市平1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花角英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天神山地区	長岡市栃尾大野町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門松3地区	長岡市北荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平下地区	長岡市平1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第362号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花角英世

1 委託した事務

「PIXARのひみつ展 いのちを生まだすサイエンス」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

- 2 委託期間
令和元年 8 月 20 日から令和元年 10 月 18 日まで
- 3 前売観覧券販売期間
令和元年 8 月 20 日から令和元年 10 月 11 日まで
- 4 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟県上越市下門前477番地 上越勤労者福祉サービスセンター	新潟県上越市下門前477番地 公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター 理事長 早川 英雄
新潟市中央区西大畑町5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 8 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
金属堆積造形装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和元年 7 月 31 日
- 4 落札者の氏名及び住所
新潟工販株式会社
新潟市中央区女池6丁目18番11号
- 5 落札価格
86,832,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和元年 6 月 18 日

企業局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟臨海工業用水道汚泥の運搬及び処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）（以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

令和元年 8 月 27 日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟臨海工業用水道汚泥運搬・処分業務委託

(2) 調達案件の仕様及び需要数量

脱水汚泥（フレキシブルコンテナバック入り）運搬・処分

※当該脱水汚泥は、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約45,000トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

その他、入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟市北区笹山東（新潟東港物流団地内）、新潟市北区笹山（新潟工業用水道事務所構内）及び受託者の処分施設ほか

(5) 入札方法

単価及び数量により入札に付する。

入札は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札を希望する数量（以下「落札希望数量」という。）により行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札における最少落札希望数量は、1,500トンとし、1,500トン未満の数量が記載された入札は無効とする。

2 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元年8月27日（火）から令和元年9月4日（水）まで、企業局ホームページでダウンロードすること。

URL <http://www.pref.niigata.lg.jp/kigyo/>

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(3) 問合せ等

入札説明書による。

(4) 現地確認の申込み

現地確認を希望する者は、事前に申込みを行うこと。申込み方法等については、入札説明書による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は単独の業者又は共同グループとし、次の要件を全て満たす者であること。なお、法人又は個人のいずれも入札に参加することができる。

(1) 共通の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項各号の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項各号の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者でないこと。

エ 新潟県が発注する契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同グループの要件

入札説明書による。

(3) 単独の業者の要件

入札説明書による。

4 本件入札に係る競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び提出方法

(1) 入札に参加を希望する者は、令和元年9月5日(木)午前9時から令和元年9月11日(水)午後5時まで、競争参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話:025-280-5565

(2) 競争参加資格の確認結果については、令和元年9月18日(水)までに競争参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、通知後において、競争参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、競争参加資格を取り消す。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和元年9月27日(金)午後1時30分

(2) 場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(3) 郵送による入札書類の受領期間、場所及び提出方法

令和元年9月19日(木)午前9時から令和元年9月26日(木)午後5時までの間に、上記4(1)に書留郵便の方法により、提出期間内必着で提出すること。

6 入札に要求される事項

入札者は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札希望数量を入札書に記載し、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を添付しなければならない。

なお、入札書に記載された金額と、内訳書に記載された金額の合計額とが一致しない場合は、当該入札は無効とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等、その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

7 入札保証金

入札時に、次の算式により算出して得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出しなければならない。

入札金額×落札希望数量×100分の110

8 契約保証金

(1) 単独の業者の契約保証金については、契約金額(入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

(2) 処分業を担う者と収集運搬業を担う者で構成される共同グループの場合

ア 処分業を担う者の契約保証金については、契約金額(内訳書の「処分」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

イ 収集運搬業を担う者各者の契約保証金については、入札書に記載した落札希望数量のうち、各者が担う運搬数量に契約金額(内訳書の「収集運搬」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

なお、各者が担う運搬数量については、落札者決定後、別途処分業者あてに照会する。

9 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、特例政令第10条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札書に記載した落札希望数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同価、同落札希望数量の入札をした者が2人以上ある場合には、くじにより先順位の落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとする。
- (5) 入札参加者が5者に満たないときは、特例政令第10条第11項の規定により、当該競争入札を取り消すことがある。
- (6) 入札の結果、落札者のない場合は、特例政令第11条第1項の規定により、入札者のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者を見積もり合わせを行ったうえで、予定価格の制限内で随意契約により契約を締結する。
- (7) 落札数量が需要数量に達しないときは、特例政令第10条第10項の規定により、需要数量に達するまで、入札者（落札した者を除く。）のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者を見積もり合わせを行ったうえで、最低落札単価の制限内で随意契約により契約を締結する。

その他は入札説明書による。

10 無効入札

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約の停止等

- (1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者において、工水汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89号）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。
- (3) 排出事業者である新潟県において、工水汚泥処理に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

12 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、3の(2)に記載のグループの構成員それぞれと収集運搬業務又は処分業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

13 その他

(1) 暴力団の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

(2) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争参加資格確認申請書等は返還しない。

(3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の定めるところによる。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Commissioned service for collection and treatment of water purification sludge of The Niigata East Port Logistics Complex and Niigata Industrial Water Supply Office:1 set
- (2) Deadline for bid participant applications:
5:00P.M. 11 September, 2019
- (3) Date of bid opening:
1:30P.M. 27 September, 2019
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
General Affairs Division
Bureau of Public Enterprise
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL:025-280-5565
E-mail:ngt300010@pref.niigata.lg.jp

正 誤

令和元年 7 月 12 日付け新潟県告示第 234 号（新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託）6 ページの

「

長岡市大手通 1-4-11 水野ビル 1 階 まちなか観光プラザ	長岡市大手通 1-4-11 水野ビル 2 階 一般社団法人 長岡観光コンベンション協会 会長 山崎 和夫
-------------------------------------	--

」

は

「

長岡市大手通 1-4-11 水野ビル 1 階 まちなか観光プラザ	長岡市大手通 1-4-11 水野ビル 2 階 一般社団法人 長岡観光コンベンション協会 会長 金山 宏行
-------------------------------------	--

」

の、

「

上越市新光町 1-9-10 上越文化会館	上越市新光町 1-9-10 上越文化会館指定管理者 (株)NKS コーポレーション 代表取締役社長 吉田琢也
-------------------------	---

」

は

「

上越市新光町 1-9-10 上越文化会館	新潟市中央区紫竹山 2 丁目 5 番 40 号 上越文化会館指定管理者 (株)NKS コーポレーション 代表取締役社長 吉田琢哉
-------------------------	---

」

の誤り。